

平成 26 年度に収集した主な食品安全関係情報について

本年度委員会でご紹介した主な食品安全関係情報(2014 年 3 月 8 日～2015 年 3 月 13 日収集分)について、特に件数の多かったものを中心にこの 1 年間の動きをまとめました。

【化学物質】

・ビスフェノール A(BPA)については、欧州食品安全機関(EFSA)が 2014 年 1 月に発表した科学的意見書案について、英国やフランスから反応が示されました。EFSA は加盟国や関係機関等の意見をとりまとめ、2015 年 1 月に耐容一日摂取量(TDI)をこれまでの $50 \mu\text{g/kg}$ 体重から $4 \mu\text{g/kg}$ 体重に下げた暫定的な科学的意見書を発表しました。

これに対して、米国食品医薬品庁(FDA)は 12 月に新しいデータも考慮して BPA の安全性評価書を更新しましたが、無毒性量(NOEL) 5mg/kg 体重については変更しませんでした。米国では国家毒性計画(NTP)等により、げっ歯類の共同研究、薬物動態研究、感熱紙のレシートに触れる機会の多いレジ係を対象とした研究等を進めています。EFSA も今後この結果によって評価を見直すこととしています。

・アクリルアミドについては、カナダ(2014 年 3 月)、英国(9 月)、オランダ(10 月)、ベルギー(12 月)などが食品中の含有量調査を公表しました。EFSA は、7 月に食事経路暴露量評価、毒性学的ハザード評価を含む科学的意見書案を公表し、意見募集を行いました。この中で EFSA は、非腫瘍性の影響については食事による暴露の懸念はないとし、腫瘍性の影響についての暴露マージン(MOEs)について、平均的な摂取集団では 567～89、高摂取集団(95 パーセンタイル値)では 283～50(*注)としています。EFSA は、12 月に意見募集、フォローアップ会合の結果を踏まえ、さらに精密なリスク評価を行い、2015 年上半期までに意見書を確定することを発表しています。

(*注)平均的な摂取集団の「567」及び高摂取集団の「283」は検出限界又は定量限界未満のデータを、ゼロと仮定して計算し、他方平均的な摂取集団の「89」及び高摂取集団の「50」は、検出限界値又は定量限界値と仮定して計算した。

・ヒ素については、2014 年 3 月に EFSA が無機ヒ素の食事経路ばく露量を報告し、4 月にはオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、6 月には米国、カナダがコメやリンゴジュース

などにおける含有量調査を公表しています。7 月のコーデックス委員会第 37 回総会で精米中の無機ヒ素基準値が 0.2mg/kg を超えないことと合意されました。

・その他、EFSA 及び FDA が甘味料としてアドバンテームを認可し、高甘味度甘味料に関するQ & Aを公表しています。

(主なもの紹介数)

ビスフェノール A (BPA) 12 件、ヒ素 12 件、アクリルアミド 8 件、カドミウム 4 件、アルミニウム 3 件、甘味料 3 件など

【微生物・プリオン・自然毒】

・プリオン及び牛海綿状脳症 (BSE)については、7 月に EFSA から非定型 BSE の感染性の分布に関する今後の実験研究のための手順書が公表されました。9 月には米国農務省動植物検疫局 (APHIS) が 12 か月齢未満の牛を BSE サーベイランスの検査対象から除外し、フランスでは食肉処理場における BSE スクリーニング検査を 2002 年 1 月 1 日より前に出生した牛までとする法令を発表するなど検査体制に変化が見られました。2014 年の発生状況は、英国 1 件、ドイツ 2 件、フランス 3 件、スペイン 2 件、ポルトガル 1 件、ルーマニア 2 件、ブラジル 1 件、2015 年はノルウェー 1 件及びカナダ 1 件となっています。

・鳥インフルエンザについては、昨年中国で感染が広まった H7N9 だけでなく、H5N8、H5N6、H5N2 及び H5N1 の発生状況や調査状況が報告されています。

・サルモネラ属菌については、米国疾病管理予防センター (CDC) から、2014 年 4 月にフォスター・ファーム社の鶏肉が原因とみられる多剤耐性サルモネラ・ハイデルベルグによる集団感染情報の更新、5 月にはチアシード粉末が原因とみられるサルモネラ・ニューポートなどによる集団感染情報が更新されています。また 8 月に CDC は、ピーナッツバターが原因とみられるサルモネラ・ブレンダーアップによる集団感染情報を発表しています。EFSA 及び欧州疾病管理センター (ECDC)、英国保健省 (DH)、フランス衛生監視研究所 (InVs) からサルモネラ集団食中毒情報が報告されました。

・近年問題が顕在化している薬剤耐性菌について 4 月に CDC、7 月に EFSA、2015 年 1 月に BfR (ドイツ連邦リスク評価研究所)、2 月に EFSA 及び ECDC から感染情報や調査報告が発表されています。

・その他、2014 年以降西アフリカで猛威を振るっているエボラ出血熱について、8 月に国際連合食糧農業機関 (FAO) からフルーツコウモリの摂食リスクが報告され、世界保健機構 (WHO) から

は「エボラと食品安全」という啓発資料が発表されました。

(主なものの紹介数)

プリオン及び BSE 19 件、鳥インフルエンザ 15 件、サルモネラ属菌 9 件、薬剤耐性菌関係 6 件、カンピロバクター 5 件、エボラ出血熱 4 件など

【新食品等】

・遺伝子組換え(GM)作物については、2014 年 3 月、英国科学技術会議から首相に対し GM 作物のリスクとメリットを比較考慮し、科学及び証拠に基づいた政策決定を行うべき進めていくべきとする書簡が出されています。米国農務省(USDA)は 10 月にアクリルアミド生成量が少なくなる GM バレイショについて、2015 年 2 月に褐変耐性を持つ GM リンゴの栽培規制を解除しました。他方、11 月に欧州理事会と欧州議会は GM 作物栽培を行う許可権限は加盟国が持つことに合意し、2015 年 3 月に EU 指令が改訂されました。

・健康食品やサプリメントについては、フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)が紅麹を有効成分とするサプリメントに関する注意喚起を出しています。米国 FDA はムーコル症に感染するおそれのある幼児用サプリメントの回収、米国衛生研究所(NIH)は減量を目的としたサプリメントに関するファクトシートを公表しています。

・食物アレルギー対応については、米国 FDA は 6 月にグルテンフリー表示について中小企業向けのコンプライアンスガイドを発表しました。欧州では 7 月に英国食品医薬品庁(FSA)が中小企業向けに食品アレルギー表示に関するガイドラインを発表、11 月に EFSA が表示を目的としたアレルギー性食品及び食品原材料の評価に関する科学的意見書を更新しています。

(主なものの紹介数)

遺伝子組換え(GM)作物 12 件、健康食品・サプリメント 8 件、食物アレルギー 7 件など

【その他】

・リスクコミュニケーションについては、EFSA から消費者向け説明資料インフォグラフィック「リスク評価 Vs リスク管理の違いは何か？」をはじめ、各国で翻訳され利用されている「リスクコミュニケーションガイドライン」の更新などを紹介しました。ドイツ BfR の広告コンクールで受賞したアプリケーション「子どもたちの間で起こる毒物による中毒事故」、WHO のファクトシート「健康な食事」更新を紹介しました。

・放射能関係では、5 月にシンガポール農食品・獣医局(AVA)がシンガポールの日本産食品に

対する輸入規制緩和を発表、10月にカナダ保健省(Health Canada)が放射線モニタリングデータ及び日本における東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を更新し、カナダ国民の健康影響が懸念されるレベルを大きく下回っていると発表しています。他方、台湾衛生福利部は日本から輸入される食品に放射性物質検査報告書等の添付を義務づける草案を発表し意見募集を行っています。

今後の評価手法としては、EFSA が 12 月に毒性学的懸念の閾値(TTC)に関する利害関係者会合を開催し、1 月には WHO と共同で TTC の専門家会合の勧告案を公表しました。BfR は、10 月に各種オミクス手法(omics techniques)をレギュラトリー毒性学(regulatory toxicology)への適用可能性に関する国際ワークショップを開催した旨を公表しています。

(主なものの紹介数)

リスクコミュニケーション 8 件、放射能関係 4 件、TTC 等新たな評価手法 3 件など